

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

1 府立支援学校において、子どもと教職員のいのちと健康を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。

- ① 消毒および医療的ケアや給食指導などに必要な消耗品・物品は、大阪府が一括購入し各学校に配布してください。また、各学校の実態に基づき必要となる消耗品・物品購入に必要な予算を確保し、各学校に配当してください。

（回答）

- 消毒等に必要な物品について、令和2年度には、補正予算（4号補正）において、定期健康診断実施時に必要な物品に関して予算を確保し、府立学校に対しマスクやアルコール製剤、非接触型体温計等を配付しました。
- また、国の補正予算に計上された「府立学校感染症対策等継続支援事業費」に対応するため、令和3年度補正予算（10号）において、各支援学校の実態に基づき必要となる消耗品・物品購入に必要な予算を計上し、令和4年度に支援教育課から各校に対し、予算配当しました。
- 令和5年度においても、国の補正予算に計上された「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費」を活用し、令和4年度補正予算において、換気対策や感染者等が発生した際に必要となる物品について、各校のニーズに応じた整備ができるよう対応を継続しました。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 1 府立支援学校において、子どもと教職員のいのちと健康を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。
- ② 感染症予防等の対応は、府立高等学校と府立支援学校を「府立学校」として一括りにするのではなく、府立支援学校の実情に即した措置を迅速に講じてください。

（回答）

- これまでも、事業を進めるにあたっては、府立学校として進めるべきもの、府立支援学校として進めるべきものを区別して取り組んでまいりました。引き続き、適切に対応してまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

2 小中学校において、新規感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

- ① 緊急時に教職員自身の安全を確保しつつ、子どもたちの実態に即した適切な支援が行えるようマスク・消毒液の配付、スペースの確保等、緊急時の人的配置・物的措置が適切に行われるよう、日頃から準備してください。

（回答）

- 令和2年度に、国の補正予算により創設された「学校保健特別対策事業費補助金」について、随時、市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行うとともに、提出された申請・報告等については国に提出し、交付決定等を受けているところです。
- 今後も、適宜、必要な情報について市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）新型コロナウイルス対策・感染症予防

2. 小中学校において、新型感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

② 障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

（下線部について回答）

○ 社会福祉施設が提供する各種サービスは、利用者の方々の生活に欠かせないものであり、サービスが継続的に提供されることが重要と考えております。

○ また、事業所等においては感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することとなっています。

○ 業務継続計画（BCP）は令和6年3月31日までに策定する必要があったため、策定にあたっては、国が作成したガイドラインやその解説動画についての情報提供、府としても研修やWeb相談会を実施いたしました。

併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所のBCP策定に対して支援しているところです。

○ 障がい福祉サービス事業所等に対して、感染防止の対策や必要なサービスの継続提供ができるよう、感染防止対策など支出増に直面する事業所への経営安定化のための財政支援を実施するよう国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

2. 小中学校において、新型コロナウイルスの拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。
- ②障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても保障されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

（回答）

- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。現在、府保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっており、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- 新興感染症の発生及びまん延への備えにおいて、特に配慮が必要な患者への対応も含めて、切れ目のない医療提供体制の整備が重要です。

感染症法及び昨年度末に改定した大阪府感染症予防計画に基づき、平時から医療機関と協定を締結し、有事の際の病床確保や発熱外来、自宅療養者等への医療提供等の医療提供体制を確保しています。有事には、協定に基づき、迅速に医療提供体制を整備していきます。

また同計画にも記載しております通り、学校等において、感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の知見及び情報に基づき、感染症や感染対策について、各施設に普及啓発してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課（下線部について回答）

健康医療部 保健医療室 感染症対策課（二重下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

2 小中学校において、新規感染症の拡大時を想定し、緊急時に対応できる学校体制の整備と日頃からの条件整備を行ってください。

② 障害のある子どもたちの命・くらしの安全が、緊急時においても補償されるように、学校、保健所、医療体制、障害福祉施策を抜本的に拡充してください。

(回答)

○ 学校における感染症対策の参考となる「学校において予防すべき感染症の解説」が令和5年度に改定されたことを周知するとともに、様々な感染症にかかる留意事項を令和6年7月に市町村教育委員会学校保健担当者に対してオンラインで説明したところです。

○ 今後も、適宜、必要な情報について市町村教育委員会へ周知及び情報提供を行ってまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）〈新型コロナウイルス対策・感染症予防〉

3. 障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症への対応がしっかりと行えるよう、必要な措置を講じてください。

①5類移行後も、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにしてください。また医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。

（回答）

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和6年度以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施し、対象者を季節性インフルエンザワクチンと同様に高齢者等とされています。
- 定期接種の対象者以外であっても、同法に基づかない任意接種(原則全額自己負担)として接種の機会を得ることは可能とされています。
- 新型コロナワクチン接種が個人予防を主とするB類疾病に位置づけられることから、現時点では府独自の財政支援は想定しておりませんが、府としても実施主体である市町村の状況について注視してまいります。
- 新型コロナウイルス感染症の発熱等の患者に対する検査については、抗原検査キットが普及したことや他の疾病との公平性を踏まえ、国の方針に基づき、5類化後の自己負担分の公費支援を終了しております。

- また、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費に係る公費負担制度は、国の方針による通常医療への移行に伴い、令和6年3月末で終了しました。
4月以降は、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた患者負担となっていますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなっています。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 感染症対策課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

3. 障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症への対応がしっかりと行えるよう、必要な措置を講じてください。
- ② コロナ禍での保健、医療のひっ迫状態を引き起こした事を教訓にして、感染症等対策の保健衛生の柱となる保健所を各市町村に設置する等の保健所体制の拡充を図るとともに、医療体制の充実を図ってください。

（回答）

- 保健所の体制については、地域保健法等の関係法令に基づき、府設置の保健所を9カ所、政令・中核市設置の保健所を9カ所の計18カ所設置しています。現在、府保健所においては、既存の保健所業務が業務過多とはなっており、また、関係法令に示されている管内人口など複数設置の基準を著しく超えてはいない状況です。
- 保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っており、新興感染症への対応としては、これまでに新型コロナ対策関連業務のために行った増員を一部維持するなどして体制を整備したところです。
- また、昨年度末に改定した大阪府感染症予防計画では、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症のまん延時に、入院調整など保健所業務の一元化を行うこととともに、府本庁から府保健所へ応援職員等を速やかに派遣し、保健所の体制を強化することとしています。
- 引き続き、保健所が必要とされる役割を果たしていくことができるよう、取組をすすめてまいります。

○ 新興感染症等に係る医療提供体制については、感染症法及び大阪府感染症予防計画に基づき、平時から 医療機関と協定を締結し、有事の際の病床確保や発熱外来、自宅・宿泊療養者や高齢者・障がい者施設等への医療提供を行う体制を確保しています。有事には、協定に基づき、迅速に医療提供体制を整備していきます。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）新型コロナウイルス対策・感染症予防

3. 障害福祉事業所において新型コロナウイルス感染症への対応がしっかりと行えるよう、必要な措置を講じてください。

③ 障害当事者がコロナ罹患時等の非常時（災害時も含めて）にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な支援体制を大阪府・市町村の共同で構築してください。

（回答）

○ 事業所等においては感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉サービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画（BCP）を策定することとなっています。

○ 業務継続計画（BCP）は令和6年3月31日までに策定する必要があったため、策定にあたっては、国が作成したガイドラインや解説動画についての情報提供、府としても、研修やWeb相談会を実施いたしました。

併せて、事業所に共有する具体的なアドバイスを盛り込んだ動画の作成など、障がい福祉サービス等事業所のBCP策定に対して支援しているところです。

○ 障がい福祉サービス事業所等に対して、感染防止の対策や必要なサービスの継続提供ができるよう、感染防止対策など支出増に直面する事業所への経営安定化のための財政支援を実施するよう国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑧ 泉南地域・北河内地域に、肢体障害のある子どもが安心して学べる小・中・高等部のある府立支援学校を建設してください。

(回答)

○ 現在、泉南地域の肢体不自由支援学校として岸和田支援学校を、北河内地域には交野支援学校を設置しています。

○ 現在のところ、2つの地域における新たな肢体不自由支援学校建設についての計画はありません。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑫ 文部科学省に対し、実効性ある「特別支援学校設置基準」となるよう見直しを求め、国庫補助率を引き上げるなど、教育の充実にかかる予算措置を講じるよう国に要望してください。

(回答)

- 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。
- また、特別支援学校の狭隘化解消のため位置付けられた「集中取組期間」の延長や、設置基準に適合させるための一層の財政的支援について、国に対し要望を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑭ 2020 年度から 2024 年度までの国の特別支援学校整備等のための集中取組期間を延長するよう国に要請し、大阪府として「過大・過密」「教室不足」を解消するための学校整備を早急にすすめてください。

(回答)

○ 現在、令和3年9月に公布された「特別支援学校設置基準」の適合状況等を踏まえ、教育環境の改善に向けた、所要の取組みや検討を進めているところです。

○ また、特別支援学校の狭隘化解消のため位置付けられた「集中取組期間」の延長や、設置基準に適合させるための一層の財政的支援について、国に対し、要望を行いました。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑮ 同一敷地内に2つの支援学校が設置されている場合において、高等支援学校の入学試験の日に支援学校を休校にしないなど、児童生徒の教育環境に影響が及ばないようにしてください。

(回答)

- 高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の2日間を休みとしておりますが、これは高等支援学校の入学者選抜を静謐かつ公正な環境で実施するためのものです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑱ 冷暖房の適切な使用に資するため、全支援学校に対して十分な額の光熱水費予算を配当してください。

(回答)

○ 従前より、適切な冷暖房に要する費用については、学校配当予算の中に算入しております。

○ また、令和6年5月20日付け通知にて、生徒の安全確保のため、授業以外のクラブ活動や行事などの学校活動も含め、学校長が必要と判断する場合は、各校の実情に即した空調設備の運用をお願いしており、予算に不足が生じる場合は必要額を措置しております。

○ なお、今年度に関しても昨年度同様原油価格高騰の影響はありますが、光熱費は必要額を各学校に措置しております。

(回答部局課名)

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。

⑭ 教育活動に支障が生じないよう、教職員の旅費予算は必要十分な額を確保してください。

(回答)

○ 児童・生徒の教育活動の裏づけとなる教職員の旅費予算は、厳しい状況ではありますが、各学校のご意見も伺いながら実情に即した配分に努めてきたところです。

○ 今後とも、児童・生徒の安全管理を念頭に、教育活動に支障をきたすことがないよう、教職員の旅費予算の確保に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 学校総務サービス課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 4 府立支援学校の現在の「過大・過密」「教室不足」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育条件を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、教職員の増員など、必要な予算の確保をすすめてください。
- ⑳ 府立支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の保護者や学校からの相談要請に応えられるように、大阪府教育委員会として、独自で加配するなど、相談支援体制を拡充してください。また、学校教育審議会答申で示された「支援学校のセンター的機能の発揮」に見合う十分な教職員の配置を府立支援学校におこなってください。

(回答)

- 支援学校のセンター的機能の発揮を図るため、平成 18 年度から「支援教育地域支援整備事業」を実施し、その機能を担う地域支援リーディングスタッフを指名しています。また、その活動時間の一部を支援するために、非常勤講師を配置したり、支援要請があった地域の学校に訪問する際の旅費を配当したりする等の取組みを行っています。
- 教職員配置については、引き続き、国へ要望してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

5 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。

③ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に通学できるようにしてください。

(回答)

○ 令和2年9月より、医療的ケア通学支援事業を本格実施し、通学中に医療的ケアが必要なため、通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒等の安全な通学を支援しています。

○ 令和2年度は44人でしたが、令和5年度は115人、令和6年度11月末時点では146人程度が本事業を利用しています。

○ 引き続き、関係者の意見等を参考としながら、さらに利用しやすい制度となるよう、取り組んでまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 7 医療的ケアの必要な子どもたちの、教育保障を充実してください。
- ③ 泊を伴う行事への看護師の付き添い予算を増額してください。また、医師の付き添い措置を予算化してください。

(回答)

- 泊を伴う行事への看護師の付き添いについては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置しており、医師の付き添いに関しては、各学校の声をしっかりと聞いたうえで、個別に対応を検討していきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」（2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉）という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。

③ 光陽支援学校病弱部門（通学籍）を継続、発展させてください。

（回答）

○ 病弱教育部門のあり方については、今後の在籍状況やニーズをふまえて検討してまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」（2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉）という回答に基づいた条件整備をおこなってください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。
- ④ 肢体不自由校において、実態に見合った教員（「実習助手」を含む）の配置をおこなってください。

（回答）

- 教員の配置につきましては、標準法に基づき、学級数に応じて措置することを基本にするとともに、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた指導の充実などを図るためなど、それぞれの学校の状況を踏まえて、教員の加配措置を行っております。
- 今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」（2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉）という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。
- ⑤ 歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布の事業や、保健師、助産師による性教育の無料派遣を復活させ、すべての府立支援学校に広げてください。

（回答）

- 府立支援学校においては、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、各学校・各学部で発達段階に応じた性に関する指導を進めています。大学と連携して、障がいのある生徒のための指導の研究を行い、報告書をまとめたり、文部科学省・大阪府教育庁主催の学校保健研修にて実践発表をしたりするなどの取組みを行った学校があり、その成果は広く支援学校や小・中学校等において共有しているところです。
- 歯磨き指導や性に関する指導の実施については、それぞれ各学校の裁量で行っています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

8 旧大阪市立特別支援学校 12 校については、「市立特別支援学校の児童生徒の教育が後退しないよう進めてまいりたい」（2015.6.30 要求大集会実行委員会対府交渉）という回答に基づいた条件整備をおこなってください。そしてすべての府立支援学校に広げてください。また、「教育条件を低下させない」として強行した「府移管」の検証を責任をもっておこなってください。

⑥ 学校図書館の整備費用、点字教科書等の購入費用など、学校予算を大幅に増額してください。

（回答）

○ 学校図書館図書の整備費用については、学校配当予算の中で図書費として府の基準額で算入しております。

○ なお、平成 29 年度より、支援学校の図書充実を目的とし、施設財務課所管の学校管理費予算の範囲において、1 校あたりの基準額を増額しております。

○ 点字教科書・指導書の購入費用については、学校運営に支障が生じないように必要な予算の確保に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

10 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

- ① 障がい児教育の特殊性、専門性を踏まえて、同一校勤務の年限を理由とした強制的で機械的・画一的な人事異動を行わないでください。
- ② 聾学校（聴覚支援学校）においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。

（回答）

○ 府立学校の教員人事は、府立学校人事取扱要領に基づき、校長具申をもとに、教員の専門性等を考慮して行っております。

（回答部局室課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

10 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

② 聾学校(聴覚支援学校)においては、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、手話が言語としてあたりまえに機能する環境を整備してください。聴覚障害（ろう）児対応だけではなく、聴覚障害者（ろう）の保護者の対応はもちろん聴覚障害（ろう）者の教職員のために、手話通訳者（手話通訳士または大阪府登録手話通訳者）を配置してください。

（回答）

○ 聴覚に障がいのある幼児児童生徒が学校において手話を習得する機会を確保するため、府立支援学校や市町村の小中学校の聴覚障がい児教育に携わる教員に対し、大阪府手話言語条例に基づく取組みとして、福祉部と連携した教員向けの手話や聴覚障がい児支援に係る研修を実施しています。

○ 同条例の趣旨を踏まえ、今後も福祉部と連携しながら必要な検討を行っていきます。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

10 手話言語条例の制定を踏まえ、聾学校（聴覚支援学校）の教育環境の拡充を図ってください。

③ 聾学校(聴覚支援学校)のスポーツ（クラブ）活動に、デフリンピアンやデフアスリートおよびデフスポーツ関係者や大阪スポーツ賞・大阪府知事表彰受賞者を指導者として招くなど、聞こえない子どもがロールモデルと接する機会を保障してください。

(回答)

○ 聴覚支援学校のみならず支援学校における部活動を含むスポーツ活動に関し、府立障害者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や大阪府障がい者スポーツ協会と連携するほか、大阪府学校人材バンクを活用すること等により、学校からの要請等に応じ、デフリンピアンやパラリンピアンなどのアスリートや、指導員を学校に招聘する等の取組みを進めていきます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 11 厚労省・文科省の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」に則り、聴覚支援学校での早期教育相談を充実させるため人員を措置してください。

（回答）

- 大阪府においては、聴覚障がい児等の支援拠点として、「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を設置し、同センターを中心として、府立聴覚支援学校4校をはじめ、府内の福祉・保健・医療・教育の関係機関「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」を設置・運営しており、これによる早期支援の充実を図っています。今後、更なる連携・強化を図っていきます。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

12. ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複障害者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。

（回答）

- 大阪府では、聴覚に障がいのある方々等の手話の習得の機会の確保を目的とし、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」いわゆる手話言語条例を制定しています。
- 乳幼児期においては、府立福祉情報コミュニケーションセンターを条例に基づく中核拠点として、また、国の基本方針に基づく難聴児に対する早期支援の中核機能拠点として位置づけ、聴覚に障がいのある、またはその疑いがある時期から、支援が受けられるよう、体制を整備しています。
- 具体的な施策として、臨床心理士による相談支援、療育機関等と連携した情報提供、手話言語習得支援者を養成し派遣する事業等を実施しており、現在、難聴児のみならず重複障がい児にも広く活用いただいているところです。
- 支援学校を卒業した重複障がいの方の個人情報等については、障がい者手帳の取得、障がい者福祉サービスの支給決定などの手続きを市町村において実施していることから、大阪府においては把握しておりませんが、当該府立福祉情報コミュニケーションセンターは、視聴覚障がい者情報提供施設であり、重複障がいの方に利用していただくことが重要であるとの認識の上、引き続き同センターの周知広報に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 12 ろう学校以外の支援学校を卒業したろう重複障害者についての実態を把握するとともに、卒業したろう重複障害者はもちろん、乳幼児期や学齢期を含めた全てのろう重複障害者が、手話言語を習得するための対策を講じてください。

（回答）

- 府立高等学校においては、当該生徒の状況や思いに寄り添い、必要に応じて聴覚支援学校を含む支援学校のセンター的機能等を活用するなど、支援のさらなる充実を図ってまいります。
- 府立支援学校では、手話言語の必要な幼児児童生徒も含め、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、きめ細かな指導、支援を行っております。
- 市町村立小・中・義務教育学校に在籍する聴覚に障がいのある児童生徒に対しては、指導の充実を図るため、府立支援学校のセンター的機能を活用した地域支援整備事業においてリーディングスタッフによる指導・支援を行っております。
- また、福祉部局と連携し、開催している「難聴学級等教職員向けの講座」（年2回開催）について、市町村教育委員会を通じて、市町村立の小・中・義務教育学校に案内しております。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課、支援教育課
 教育庁 市町村教育室 小中学校課
 福祉部 地域福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ① 支援学校高等部卒業後の一般就労者の実態を明らかにしてください。
また、入学者選抜制の高等支援学校の進路の実態を明らかにしてください。
進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題を明らかにしてください。

(回答)

- 支援学校高等部卒業時の就職者数と就職率は、以下のとおりです。
R5年度 330 人 (25.4%)
- また、「大阪府立知的障がい高等支援学校職業科（本校）」5校の卒業時の就職者数と就職率は、以下のとおりです。
R5年度 182 人 (84.7%)
- 卒業後の進路決定、また決定後の支援については、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、引続きその充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

ア) 府立高等学校に在籍する発達障害をはじめとするすべての障害のある生徒の実態把握をおこない、適切な教育課程や教材の準備、専門性をもった教職員の確保や定数措置、施設・設備などの条件整備をすすめ、教育環境を改善する等、必要な施策を講じてください。

(回答)

- 平成 23 年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を実施し、エキスパート支援員として、すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置しています。さらに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。
- また、すべての府立高校で「高校生活支援カード」を活用し、生徒や保護者が不安や困難を感じていることや障がい等により必要となる配慮や支援の把握に努めているところです。
- 今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活を送れるよう、生徒一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、必要な配慮を行う中で適切な支援を行うことができるよう努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課
教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

イ)すべての府立高校にエレベーターの設置など、障害のある生徒が安全・安心に高校生活が送れるよう施設設備を充実してください。

(回答)

○ 府立高校におけるバリアフリー化につきましては、障がいのある生徒が学習活動に支障をきたすことのないよう、福祉のまちづくり条例に基づき、エレベーターをはじめ、多目的（障がい者用）トイレや階段手すりの設置、スロープによる学校内の段差の解消等について、計画的に整備を進めているところです。

(回答部局課名)

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

13 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

ウ) 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の支援のための、支援員や専門家の巡回相談などを導入するとともに、通級指導教室を増やしてください。

（回答）

- 府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」により、全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、介助員や学習支援員等を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。
- また、支援学校のセンター的機能の活用と併せて、平成 24 年度から「高等学校支援教育力充実事業」を実施しています。自立支援コース設置校等から 4 校を支援教育サポート校に指定し、府立高校の相談にに応じてこれまでに培った教科指導等のノウハウを共有するとともに、教育、医療、心理等の専門家を派遣し、生徒の障がいによる困難に関する判断や、望ましい教育的対応等について指導助言を行うなど、相談体制の充実を図っているところです。
- 府立高校における通級による指導については、現在、府立高校 11 校で取り組みを進めるとともに、必要に応じて学識経験者等による指導助言の機会を設けて通級指導担当教員の専門性の充実に努めているところです。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課
教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

② 高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障をすすめてください。

工) 府立高等学校で実施されている通級指導について、対象者数・障害の状況・教員の配置・教育課程・単位認定・施設設備・合理的配慮等、状況を明らかにしてください。

(回答)

- 府立高校の通級指導教室については、現在、府立高校 11 校（柴島高校、大手前高校（全日制の課程）、松原高校、岬高校、箕面東高校、野崎高校、布施高校（全日制の課程）、教育センター附属高校、富田林高校、和泉総合高校（全日制の課程）、中央高校）に設置しています。
- 指導対象は、設置校に在籍する発達障がいのある特性のある生徒で、学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした、自立活動に相当する指導を実施し、生徒の困難の改善に向けて取組みを進めています。
- 設置校では、生徒の障がい等の状況に応じて、生徒及び保護者の合意のもと、指導時間を決定しており、授業時間内や放課後などに実施しています。なお、省令等の改正に伴い、いずれの時間帯の指導であっても、年間 35 単位時間の指導を受け、個別の指導計画に定めた目標が十分に達成できたと判断できる場合には、単位が認定されます。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ③ 早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、卒後の生活の充実と働きつづける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。

(回答)

- 令和5年4月に策定しました「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」におきましても、教員の専門性向上、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育をすすめる等、一層の支援体制充実に向けて再度確認をしたところです。
- 支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣や「働く」ことについての意識醸成、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、早期から社会的自立に向けた取組みに努めているところです。
- 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズに応じた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ④ 高校への「知的障害のある生徒の受け入れ」にあたっては、本人の学習権と発達権を保障するために専門性を持った教職員の配置と教育条件の整備を行ってください。

(回答)

- 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室につきましては「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、知的障がい生徒自立支援コース設置校 11 校、共生推進教室設置校 10 校で取組みをすすめています。
- 人的配置を含め条件整備につきましては、コーディネーター、非常勤講師、学習サポーターを配置するなど、各校とも協議しながら必要な支援の充実に努めています。さらに、設置校の担当者を対象とした学習会を開催するなど、教職員の支援教育に係る専門性の向上を図るとともに、これらの自立支援推進校・共生推進校の取組みの成果は「高等学校における支援教育推進フォーラム」等において府立学校等に発信しています。
- また、全ての府立高校において実施している「高校生活支援カード」等を活用し、生徒や保護者が不安や困難を感じていることや、障がい等により必要となる配慮や支援の把握に努めるとともに、配慮を必要とする生徒が在籍する学校に介助員や学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援を図っているところです。
- 今後とも、各校の状況把握に努めるとともに、生徒や保護者のニーズを受け止め、これらの取組みが一層充実するよう努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ⑤ 高等支援学校の進路選択にあたっては、本人の学びを通じた意思決定を最大限尊重した進路支援を行ってください。一般就労に固執した進路指導や「100%一般就労をめざす」教育目標を改め、本人・家族の理解と納得にもとづく支援を行ってください。

(回答)

- 生徒一人ひとりのニーズをふまえ、進路先とのマッチングを十分に行い、進路指導に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ⑥ 支援学校高等部と高等学校を安易に併置するのではなく、支援学校を建設してください。

(回答)

- 知的障がいのある児童生徒の増加等への対応については、令和2年10月に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表しました。
- 同基本方針に基づき、生野支援学校の大阪わかば高校敷地内への移転併設整備などの取組みのほか、知的障がい支援学校の教育環境の改善に向けた、所要の検討を進めているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

13 後期中等教育を拡充してください。

- ⑦ 高等支援学校高等部の選抜試験も、他の府立高校と同様に追試験を受けることができるようにしてください。

(回答)

- 令和7年度の大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜におきましては、追検査を実施いたします。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

14 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

- ① 府立支援学校を新設する際には、高等部(普通科)に専攻科のある支援学校を整備し、専攻科の教職員を配置してください。また、国に対して聴覚・視覚特別支援学校以外の公立支援学校高等部にも専攻科の設置ができるように教育環境の整備や教職員の確保を行うようにはたらきかけてください。

(回答)

- 視覚支援学校、聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定はありません。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

14 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

② 早期からの現場実習や一般就労に偏重した高等部教育を改め、人材育成ではなく人格形成をめざし、卒後の生活の充実と学び続け、働き続ける力につながる青年期にふさわしい教育を充実してください。

(回答)

○ 令和5年4月に策定しました「第2次大阪府教育振興基本計画前期事業計画」におきましても、教員の専門性向上、小学部から高等部までの系統的なキャリア教育をすすめる等、一層の支援体制充実に向けて再度確認をしたところです。

○ 支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣を身につけられるよう指導・支援を行っております。

○ 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

14 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

③ 高等支援学校での進路指導に当たっては、本人の学びを通じた意思決定を最大限尊重してください。また、生涯学習の保障という観点からも“福祉型専攻科”事業合同説明会のチラシを配布することによって高等支援学校の生徒・家族にも情報を公表し、進路選択の自由を保障してください。

（回答）

○ 生徒一人ひとりのニーズをふまえ、進路先とのマッチングを十分に行い、進路指導に努めているところです。

○ 福祉型専攻科等の学びの場の実態については、引続き、教育庁・福祉部の連携のもと、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて、情報提供を行ってまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

14 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

- ④ 支援学校高等部・高等支援学校卒業生の進路追跡調査を行い、離職の実態やその理由を明らかにしてください。また、進路実態にもとづく高等部教育のあり方を検討し、進路支援・移行支援・定着支援などの教育課題に取り組んでください。

(回答)

- 卒業後の進路決定、また決定後の支援については、従前より障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、その充実を図っているところです。
- また、支援学校の高等部では、生徒の障がいの状況をふまえるのはもちろんのこと、一人ひとりのニーズに応じて、各教科等で学びを深めるとともに、卒業後をみすえた社会人としての生活習慣や「働く」ことについての意識醸成、職業体験実習をはじめとした実践的な職業教育の充実など、早期から社会的自立に向けた取組みに努めております。
- 今後とも、早期からのキャリア教育に取り組み、一人ひとりのニーズをふまえた教育課程を編成し、支援学校高等部における教育の充実を図ってまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

14 進学を希望する生徒・保護者のニーズを受けとめ、高等部に専攻科を設置することで、府内高等学校と支援学校高等部の卒業者の進学率の格差を是正してください。

- ⑤ 府教委として障害福祉サービスを活用した卒後の「福祉型専攻科」や「学びの場」の実態を把握し、高等部卒業後の教育年限の延長や生涯学習の充実に取り組んでください。また、「卒後の学びの場・専攻科を実現する会」や関係者との懇談の場を設けてください。

(回答)

- 福祉型専攻科等の学びの場の実態については、引続き、教育庁・福祉部の連携のもと、実態の把握に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

15 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

② 同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

(回答)

- 府立高校においては、障がいのある生徒の進路指導について、個々の生徒にに応じて、入学当初から卒業後までを見通した、きめ細かな進路指導を行っています。
- 本府ホームページが活用され、府立高校に在籍する障がいのある生徒の進路選択の一助となるよう、関係部局・機関と連携を進めてまいります。
- 支援学校においては、生徒の卒業後の進路情報について大阪府内の各ブロックで開催しています進路指導関係連絡会等で、各校が関係機関と連携するなど、情報収集しています。これら収集した情報は、保護者との懇談の機会や進路説明会等において、生徒・保護者の卒業後のニーズを聞き取りながら、適切に情報提供しています。
- 障がいのある生徒の中学校卒業後の進路については、多様な選択肢があることが生徒とその保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行うよう各市町村教育委員会に対し、指導・助言しています。

○ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう各市町村教育委員会に対し、指導・助言しています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

- 17 「発達保障ならびに教育保障」の観点にたった適切な就学支援をおこなうために、府および市町村に就学支援委員会を設置し、民主的に運営してください。市町村が行う発達相談・教育相談に、費用の補助を行ってください。

(回答)

- 障がいのある児童生徒の就学相談・支援については、平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正により、市町村教育委員会は障がいの状態、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに見直されました。加えて市町村教育委員会には保護者及び本人の教育的ニーズや意見、教育学、医学、心理学等専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられていることから、市町村教育委員会が行う発達相談・教育相談は、市町村が主体性を持って行うものと考えています。
- 市町村教育委員会が行う就学相談・支援については、本人や保護者の意向を十分ふまえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から行われるよう、市町村教育委員会を指導しています。
- 府教育庁としましては、所管する全ての市町村の小・中学校に設置されている校内委員会においても、児童生徒一人ひとりの障がいの状況やニーズに応じた教育の充実が図られるよう、各市町村教育委員会に対して引き続き指導・助言してまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

18 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第 81 条・学校教育法施行規則第 137 条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増を行ってください。

- ⑥ 施設・設備の基準を設け、その改善・充実をはかってください。特に、肢体不自由児が在籍する全ての学校にエレベーターを設置するよう、市町村教育委員会に働きかけてください。

（回答）

- 学校施設の環境整備については、国における負担金や交付金制度を活用することにより、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上が図られているところです。
- 引き続き、小・中学校におけるエレベーターの設置に関しては、施設整備の推進に必要な情報を市町村と共有するとともに、学校施設整備に係る国の財源確保をはじめ、補助要件の緩和、補助率・補助単価の引き上げ等について、全国施設主管課長協議会や全国公立学校施設整備期成会等、あらゆる機会を通じて、国への働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

19 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

② 教員採用選考に支援学級採用枠を設けてください。

ア) 希望する場合は支援学級担任として転勤できるよう市町村教育委員会 に働きかけてください。

イ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会 を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。

ウ) 支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員 が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。

エ) 病気休暇や産・育休、年度途中の退職などによる支援学級担当教員 の欠員不補充をなくしてください。

(回答)

○ 教員の採用については、校種等を単位として、選考を実施しているところです。

○ 小中学校における教職員の人事異動につきましては、必要な人材を学校の実情にに応じて配置できるよう、人事基本方針及び人事取扱要領を定め、市町村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところです。

○ また、各学校における担任等の校内人事につきましては、学校長が当該校の実情等を考慮したうえで決定しているところです。

○ なお、府では、講師として学校での勤務を希望する者を、予め登録していただいており、病気休暇等により欠員が生じた場合には、その登録者の中から任用することで、速やかに欠員補充ができるよう努めているところです。

○ また、支援学級担任の適切な配置につきましては、子どもの指導・支援が系統的・継続的に進むよう市町村教育委員会に働きかけているところです。

(回答部局室課名)

教育庁 教職員室 教職員人事課

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

19 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。

- ③ 就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、「学びの場」を固定なものとせず、「発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟」にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

(回答)

- 平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、小・中学校から支援学校への転学又は支援学校から小・中学校への転学事由については、これまでの「障がいの状態の変化」によるものの他に、「教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情」が追加されました。
- 府教育庁では、平成26年3月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けてく市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック」を活用し、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができることを示すとともに、柔軟な対応について、関係者の共通理解が重要であると市町村教育委員会に指導しています。
- 今後とも、市町村教育委員会と連携し、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるよう、努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 19 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
- ④ 支援学級在籍者を含めると、35 人、40 人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

（回答）

- 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われています。
- なお、交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じるよう、国に要望しているところです。
- 教員の配置にあたっては、府が定めている配分方針により配置しているところです。今後とも、各学校の状況等を踏まえ適切な対応に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

- 19 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
- ⑤ 政令指定都市を含め、医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもたちのいる学校に看護師を配置してください。支援学校のように、泊を伴う行事にいつも子どもと関わっている看護師が付き添いできるようにしてください。医師の付き添い措置を予算化してください。

（回答）

- 府教育庁では、全国に先駆けて看護師を配置する市町村への補助事業を進めてきましたが、平成 29 年度から、国が看護師配置に係る市町村への直接補助制度を創設し、現在は看護師を配置するすべての市町村に国庫補助がなされています。
- 国庫補助に上乗せした府補助事業の継続は困難なことから、府教育庁としましては、平成 30 年度より、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。学校看護師の定着支援や医療的ケアを安全に行うため等の施設改修や備品購入の補助に加え、外部人材活用や医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助しています。
- 看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、校外学習や緊急時の対応等を含め安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進や体制整備に努めるべく、各市町村教育委員会に対して、働きかけてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

20 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・学級の増設、20 人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

- ⑤ 特別支援学級や通級指導教室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるような教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。

(回答)

○ 不登校やその兆しのある子どもへの対応として、令和5年度から不登校等対策支援事業を実施し、令和6年度は、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小学校 55 校、中学校 53 校に支援人材を配置しています。様々な要因が絡む不登校の対応について、「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー等専門家との連携、ICT 機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた学習面・生活面等における多様な支援を進めているところです。

○ なお、教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところです。

○ 今後とも、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

22 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。

- ① 子どもの支援に関して、保護者や事業所が希望した場合、スムーズに懇談ができるように学校への働きかけをしてください。
- ② 送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害等の緊急時に備えるためにも事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください。

(回答)

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。
- 各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。
- 引き続き、保護者及び関係機関等と連携を図り、適切に対応してまいります。

(回答部局室課名)

22①

教育庁	教育振興室	高校改革課、高等学校課、支援教育課
教育庁	市町村教育室	小中学校課
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課

22②

教育庁 教育振興室 高校改革課、支援教育課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<放課後保障>

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

- ① 加算で成り立つ制度ではなく、基本報酬によって職員の雇用を守り事業所の運営ができるよう、基本報酬の増額を国に働き掛けてください。

（回答）

- 放課後等デイサービスをはじめとする障がい児通所支援事業において、安定した事業所運営を行うことは、支援の質を担保するためにも重要であると認識していますが、本府としては、児童への支援の質を担保するという観点から、その支援内容に応じて評価する加算措置は重要であると考えております。
- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」においては、障がい福祉現場の人材確保の必要性等を踏まえた処遇改善の水準の検討も含めた、各サービスの報酬・基準についての見直しがなされたところです。
- 国において、今回の改定が職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされていることから、今後、こうした議論の動向も踏まえたうえで、支援の状況に応じた適切な報酬となるよう、必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

- ② 子どもの急な欠席の場合、収入が減りますが、職員配置は必要なため財政に影響します。「欠席時対応加算」の増額を図るよう国に働き掛けてください。

（回答）

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、基本報酬について、支援時間による区分が設けられたことに伴い、欠席時対応加算（Ⅱ）が廃止される等の見直しがなされたところです。

- 今回の改定による影響を踏まえたうえで、支援の状況に応じた適切な報酬となるよう、必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

- ③ 「個別サポート加算Ⅰ」に関しては、指標の判定についても市町村でばらつきがあります。市町村に対して、子どもの状況を把握し、適切に判定できるよう働きかけてください。

（回答）

- 障がい児通所支援の支給決定については、法令等で、市町村が実施主体となり、支給申請があった児童に係る心身の状態、当該児童の介護を行う者の状況などの勘案事項等を踏まえて、支給決定を行うこととされているところです。
- 放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（Ⅰ）の判定については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、重度障がい児への支援や行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、評価についての見直しがなされたところです。
- 加算の判定に係る調査については、国から具体的な調査方法等についての事務連絡が発出されており、自治体等により各項目の選択の際にできる限りばらつきが生じないよう、調査の際の留意事項、解釈や具体例などが示されております。
府といたしましても、それに基づいて加算の適否が判断されるよう、市町村に助言をしているところです。
- これらの支給決定が公平かつ適正に行われるよう、今後とも引き続き市町村に対して助言してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜放課後保障＞

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

- ④ 「個別サポート加算Ⅱ」については、要保護児童へのきめ細やかな支援を行っている事業所が加算取得しやすいような仕組みを検討するよう国に要望してください。現行の「保護者の同意を得る」などの条件では、実態に見合った活用には至りません。家族への支援にきめ細やかな配慮や連携が必要であることを踏まえて、報酬請求の要件と報酬単価を見直すように要望してください。

（回答）

- 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定」において、「個別サポート加算Ⅱ」については、市町村が設置することも家庭センター等との連携を推進する観点からの見直しがなされたところですが、本加算の対象となる支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合もあるため、加算の算定について慎重に検討することとされているところです。
- 本加算に関し、保護者の同意を求める趣旨としては、報酬は放課後等デイサービス等の利用契約を締結した保護者に対して請求するものであり、加算も同様であることから、本加算の趣旨や事業所が行う手厚い支援について、保護者が事前に承諾することを加算の要件として求められているものです。
- 大阪府では、本加算の目的や趣旨にも鑑みて、要支援児童等の福祉が推進されるよう、今後とも必要に応じて国へ要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）放課後保障

23. 放課後等デイサービスについて、現場の声を聴く機会を設け、実態を踏まえて下記の要望を国に要望してください。また、府としてできることも行ってください。

⑥ 「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」について、設置状況や設置による効果の有無、継続が必要であるかの検証を府として行ってください。

（回答）

○ 府所管施設における「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置」の設置状況については、運営指導において確認するとともに、集団指導においてアンケート調査を実施しているところです。

○ また、設置による事故防止効果については、運営指導時に事業所での事故報告等の確認により行っているところです。

○ なお、送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置の必要性については、設置義務化以降、送迎用自動車への置き去りの事故報告等がないことから、一定の成果があったものと考えております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

24. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

- ① 大阪府として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。民間福祉施設で働く職員に対して、夏季冬季の手当支給など府独自の施策を実施してください。

（回答）

- 介護・福祉人材の確保については、喫緊の課題であると認識しており、令和5年3月に見直した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を踏まえ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによる取組みを実施しています。
- 具体的には、大阪福祉人材支援センター運営事業による無料職業紹介を通じた求職相談・マッチングによる人材確保や、職員のキャリア形成の支援を目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修などの資質向上に向けた取組みを実施しているところです。
- 「第5次大阪府障がい者計画」において、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化し、今以上に障がい福祉サービスの量と質の需要が高まるとともに、グループホームの世話人や相談支援専門員などの人材確保が困難になるとの懸念を示しており、障がい福祉サービスを担う人材の確保と育成に向けた取組について位置づけています。
- 府の障がい福祉サービスが安定的に提供されるよう、引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（傍線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

25. 職員処遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。

- ① 処遇改善加算を基本報酬に含めるとともに、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など、福祉事業を通してあからさまな営利追及が行われな
いよう、制度上の規制を設けるよう国に働きかけてください。

（回答）

- 処遇改善加算を取得するにあたっては、職位や職責、職務内容に応じた任用等の要件に加え、加算額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てることなどの要件を満たすことが必要とされています。
- 大阪府においては、他業種との賃金格差の解消に向け、福祉・介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を、国に要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

25. 職員処遇改善や報酬の改善について国に粘り強く要望をあげてください。

③ 日割り報酬をやめて月額報酬にするとともに、重度化・高齢化への対応は基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に求めてください。

（回答）

○ 大阪府においては、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図るよう国に要望しているところです。

○ 今後とも、職員処遇改善や報酬の改善について、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

26. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減策（新高額）の対象者を特定できていない府内市町村が存在するなど、必要な人に制度が行き届いていない現状があります。府として状況を把握し、府内市町村に対して必要な助言・情報の提供等行ってください。

（回答）

- 平成 30 年 4 月 1 日から高齢障がい者の利用者負担軽減制度が始まり、支給決定等の事務手続きについては、国が示した「高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について」を市町村に通知しております。
- また、令和 5 年 6 月 30 日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「介護保険制度を利用することによる利用者負担への配慮として、新高額障害福祉サービス等給付費について、対象者等に対し、制度概要の丁寧な説明を行うとともに、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。」とされています。
- 大阪府においては、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要であるため、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

27. 障害福祉サービスにおける府内市町村の指導監査の実施状況（市町村への助言件数や市町村からの具体的相談内容等）を明らかにしてください。指導における市町村格差が生じないようにしてください。

（回答）

- 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査については、障害者総合支援法及び大阪版地方分権推進制度に基づき、現時点で25市町村に事務を移譲しており、国の基準並びに本府・指定都市・中核市が定める条例等に基づき指導監査を実施しています。
- 権限移譲した市町村に対して指導することはできませんが、指導監査の実施方法や報酬・加算の考え方等について市町村からの問合せや相談があった場合には、その都度、府における取扱い等を情報提供しております。
- また、毎年、市町村調整会議を開催し、権限移譲市町村とは指導監査方策等の情報共有を図っており、引き続き、効率的・効果的な指導に係る情報共有を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

30. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

- ② 令和6年4月より新設された「高次脳機能障害支援体制加算」について、その算定に必要な研修を受講するために府が設定した要件が厳しく、20年以上にわたって高次脳機能障害の方を支援してきた事業所が受講できない状態になっています。なぜ厳しい設定をしたかを明らかにした上で、希望する人が全員受講できるようにしてください。

（回答）

- 「高次脳機能障害支援体制加算」の算定に必要な研修については、令和6年2月に厚生労働省から何の前触れもなく実施要綱が発出されました。
- 本府においては、予算措置ができていない中、急遽今年度実施するべく準備をし、7月と12月に2回開催したところです。このような事情がありましたので、対象者については限定せざるを得ず、また来年度以降実施する研修のファシリテーター等を養成する意味合いもあり、1回目についてはかなり限定し、2回目も受講要件は緩和したものの、限定したため、希望する方全員の受講はしていただけない状況でした。
- 来年度につきましては、受講要件を緩和することとし、定員につきましても可能な限り増やす方向で検討してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

30. 高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。

③ 大阪府内における高次脳機能障害支援体制加算の対象事業者数を把握し、その拡大に向けた対応方針を立ててください。

（回答）

○ 高次脳機能障害支援体制加算については、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を配置している相談支援事業所が、その旨を公表している、もしくはその旨を公表し、かつ当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に算定できることとなっており、府内には、高次脳機能障がいのある支援の有無にかかわらず 1,000 か所を超える相談支援事業所があります。

○ また、通所サービスや居住サービスについても、高次脳機能障がいのある利用者が一定数以上あって、同研修修了者を配置し、その旨を公表している場合は、高次脳機能障害者支援体制加算が算定できることになっています。

○ いずれの加算も高次脳機能障害支援者養成研修の修了者の配置が要件となることから、来年度以降も受講定員増も検討しながら、引続き同研修を実施してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

31. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

- ③ 学びの場は不登校・行きしぶり経験のある方や引きこもり傾向にある方などの居場所となっており、電話やオンライン、家庭訪問などの支援も行っています。しかし、日割り単価方式によってそれらの支援が通所実績（報酬）に反映されません。利用者の特性に着目した報酬体系に改善するとともに、月割り報酬にするよう国に働きかけてください。

（回答）

- 大阪府においては、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額について、必要な改善を図るよう国に要望してきたところです。
- 今後とも、利用者が、適切なサービスを受けることができるよう、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討するよう、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

32. 泉州聴覚障害者センターなんなんや北摂聴覚障害者センターほくほくの「生活介護事業」や「就労継続支援B型事業」は、重複聴覚障害者や高齢聴覚障害者が利用しています。送迎範囲は広域にせざるを得ず、車で片道 1 時間かかる利用者の方もおり、その送迎費用は全て事業所負担となっています。国に対して「送迎加算」の拡充を要望していただいているとのことですが、専門施設の利用の必要性と送迎加算の拡充を今後も強く国に要望してください。

（回答）

- 現行の送迎加算の拡充について、盲ろう者や聴覚障がい者は、近隣事業所では意思疎通支援のできる者がいないことなどから、遠方の事業所を選択せざるを得ず、利用者の負担軽減の観点から送迎加算の拡充等について検討するよう要望をしておりますので、今後も引き続き国へ要望してまいります。
- また、他府県とともに、障がい福祉サービスの利用者負担に関し、障がい者が安心して必要なサービスを利用できるよう、国に要望しており、引き続き所要の改善を行うよう、国への要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（傍線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

34. 医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置を促進するための施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成 26 年度より「医療型短期入所整備促進事業」を実施しています。これは、医療機関が空床などを利用して短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、入院時の診療報酬と医療型短期入所の報酬との差額相当を助成する事業です。
- 令和 2 年度からは、「医療型短期入所支援強化事業」と名称を変更し、これまで大阪市民を受け入れた場合のみに補助を行っていた病院に対し、大阪市民以外の府民を受け入れた場合も補助を行うようにするなど、より多くの対象者が利用しやすい制度へと変更しました。
- 医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施医療機関の拡大に努めてまいります。
- 医療的ケアが必要な人への短期入所サービスについては、医療機関において実施する医療型短期入所の受入体制の強化とともに、福祉型短期入所事業所に看護職員を常勤で 1 人以上配置する場合に算定される「福祉型強化短期入所サービス費」が導入されています。
- 令和 6 年 4 月の報酬改定においては、福祉型短期入所サービスにおける医療的ケアを行う体制を評価する「医療的ケア対応支援加算」が創設され、看護職員を必要とされる数以上に配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所を行った場合に、加算が算定されることとなりました。

○ 大阪府としては、医療的ケアが必要な人への短期入所の受け入れが促進される報酬体系となるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 (傍線部)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ① 大阪府として相談支援専門員の業務実態を把握して、過重労働の解決に向けた対策を国に求めるとともに、大阪府としても必要な措置を緊急に講じてください。

（回答）

- 本府におきましては、相談支援事業の実態及び課題等を把握するため、毎年国が実施する障がい者相談支援事業の実施状況等調査に、府独自の項目として、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組状況や課題等について調査を実施しています。
- この調査結果を踏まえ、これまでも大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会において地域で相談支援専門員を支える仕組み等について議論いただき、相談支援にかかる各種ハンドブックを作成し、市町村にフィードバックしてきました。
- また、昨年7月には、同部会から市町村と府に対して「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けた提言」が発出され、相談支援専門員が悩みを抱え込んで孤立しないよう、事業所内の日常的な体制整備のほか、基幹相談支援センターが核となって他機関との連携や、市町村内の相談支援部会などの場で、グループスーパービジョンができる体制を整備するよう提言がありました。
- この提言の中には、府内市町村の相談支援体制の整備にかかる好事例も掲載されており、昨年度からは市町村の基幹相談支援センター職員等を集めた情報連絡会も実施し、好事例の情報共有を図ることで、負担軽減に努めているところです。

○ 国に対しても、近年、相談支援専門員の役割や業務量も増していることに適切に対応することができるよう、基本報酬の改善について要望しているところです。今後も引き続き、国に対して強く働きかけを行うとともに、市町村の相談支援体制の充実や強化に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）障害者総合支援法

38. 相談支援事業の拡充を図ってください。

- ② 特定相談事業所のほとんどが赤字の状況が続いています。またせっかく開設しても安定した経営が見込めず閉鎖する事業所が後を絶ちません。法人が持ち出して事業継続ができるところもありますが、いつまで続くか見通しが持てません。事務負担の軽減を図るとともに基本報酬を増額してください。

（回答）

- 計画相談支援の報酬については、指定特定相談支援事業者の経営基盤を強化し、事業者の確保を図るとともに、適切な計画作成ができる相談支援専門員を安定的に確保できるよう、相談支援専門員の業務実態を踏まえた報酬評価がなされるべきと認識しております。
- 近年は障がい者本人やその家族で、誰にも相談できず、ひとりで悩みを抱えて孤独・孤立の状態にある方やヤングケアラー等、支援内容が多岐化、複雑化しており、その役割や業務量に適切に対応するよう、基本報酬の底上げ及び各種加算の改善を行うよう、今後も引き続き、国に対して強く働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

39. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

- ① 補装具・日常生活用具のJIS規格、制限列挙方式、定額基準をなくし、機能補完、身体ケア、自立・社会参加の保障を踏まえて、個々のニーズ・要望に応えるものにして、一律に耐用年数に拘ることなく個別因子や環境因子等の社会モデルを考慮した支給ができるようにしてください。また、住宅環境、職場環境の改善も一体かつ総合的に行えるようにしてください。
- ③ 補装具、日常生活用具の選択・作成・改造・修理・点検・リサイクル・相談・指導・教習・研究をトータルに行える「補装具センター」を圏域ごとに1カ所以上設置してください。その際、当該地域に責任を持ち、他センター、中央・地域の研究機関、医療機関、メーカー等と連携して障害者個々のニーズ、要望に応えられる体制を確保してください。
- ④ 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。
- ⑤ 「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑥ 養護老人ホームに入所している重度障害者にも、必要に応じて「情報・意思疎通支援用具」の給付を認めるよう各市町村に働きかけてください。
- ⑦ 点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。

（回答）

① ・ ③

- 補装具・日常生活用具につきましては、要望内容も踏まえながら、より多様なニーズに応じた使いやすいものとなるよう、大阪府としても、必要に応じて国に要望を行ってまいります。

④

○ 加齢に伴って心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、介護保険制度における福祉用具貸与等により支援が行われています。この福祉用具貸与等については、国において、その有効性、安全性、保険適用の合理性等が評価、検討されたうえで、その対象が定められていますが、補聴器については含まれていません。

○ 現在、国において、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が行われており、府としては、引き続き、このような国の動向を注視してまいります。

○ 補装具費の交付対象とならない中等度の聴覚障がいに係る補聴器への助成について、言語・コミュニケーション能力の獲得等を目的とした早期療育の必要性から難聴児を助成対象としております。

○ なお、聴覚障がい者についても、補聴器の装用が社会生活を送るうえで欠かせないものであることから、国に対して、上記の難聴児に加え、補装具費の給付対象とならない軽度、中等度難聴者に対する補聴器の購入助成制度を創設することについて要望しております。

⑤・⑥・⑦

○ 市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 高齢介護室 介護支援課(傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

41. 移動支援事業を自立支援給付事業とするよう国に働きかけてください。
- ② 全国どこでも同じ条件で利用できるようにしてください。
 - ③ 宿泊を伴う外出にも利用できる等、利用範囲を拡大してください。
 - ④ 居住自治体以外で入院中の外泊や外出での利用ができるようにしてください。

（回答）

- 障がい者の移動を支援するサービスは、日常生活における移動に支障がある障がい者にとって、社会参加を保障し、自立を支援するための根幹となるサービスであり、本来、全国一律の取り扱いとすべき性格のものであると考えています。
- 移動支援事業の活用については、地域生活支援事業に位置付けられ、事業の実施主体である市町村により、地域の特性や、個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされています。
- 国に対しては、増加傾向にある事業ニーズへの対応や人材を確保するため、十分な事業予算を確保するとともに、移動支援事業と個別給付の利用対象者像の関係等の実態把握・整理を行い、早急にあり方を検討することを要望しております。
- また、移動支援事業に従事する者の人材確保を図り、利用者に必要なサービスを提供できるよう、市町村が障がい福祉サービスの処遇改善加算に相当する報酬引き上げを実施した場合には、その負担分について全額を国庫補助対象とするなどの対応を検討するよう国に求めています。

○ 利用範囲等については、大阪府が府内市町村の運用状況の調査を行うとともに、市町村に対しては、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう見直されている事例などを参考に、必要に応じて検討するよう、またその運用にあたっては、事業の利用を希望する方の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給の決定を行うよう通知しています。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）（文書回答）

42. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

- ① 府内各市町村における地域活動支援センターの設置状況を調査し、運営に格差が生じないよう、運営に関する独自の上乗せ補助、通所費用への支援や家賃補助など、大阪府として必要な施策を講じてください。

（回答）

- 大阪府における地域活動支援センターは、令和6年4月1日時点で、149ヶ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に1カウントしております）設置されています。
- 地域活動支援センターは市町村地域生活支援事業であり、上乗せ補助等については、実施主体の市町村独自の判断になると考えています。
- 大阪府としましては、国に対して、小規模な地域活動支援センターを安定的に運営できるよう、十分な財源措置を要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）（文書回答）

42. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

- ② 学校を卒業した後の障害のある人たちが、平日の夕方や休日に自主的な文化・スポーツ・芸術活動などを身近なところで気軽に利用できる余暇活動支援センター（仮称）の設置や余暇活動への補助制度の創設を検討するとともに、余暇活動を支援する制度の創設を国にはたらきかけてください。また、卒後の学びの場や障害者作業所、会社からの帰り等に障害者を対象に無認可で行っている余暇活動や居場所づくりの場が「地域活動支援センター」事業が活用できることを府内の自治体に周知徹底してください。

（回答）

- 障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして、地域活動支援センター事業が位置づけられ、市町村は、事業の全部又は一部を適当と認める団体等に委託し実施することが可能とされています。
- また、地域の実情に応じて、障がい者の方々に創作的活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを運営することができるよう、市町村に対して、交付税により財源が措置されており、40市町で149カ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に1カウントしております）が開設されているところです。
- 府としましては、国に対して、成人期の障がい者の日中活動の場の確保の観点から、様々な障がい者の状況に対応できるよう制度の拡充及び必要な財源の確保について要望しているところです。
- 今後とも、市町村の要請に応じて、必要な助言や支援を行ってまいります。

○ なお、府では、ファインプラザ大阪や、稲スポーツセンターを運営し、障がいのある方々等を対象とした、各種スポーツ・文化教室などを行ってきたところです。また、障がいのある方々の文化・芸術活動に関し、ビッグ・アイを拠点とした活動を行っています。今後も府内障がい者スポーツ・文化芸術の促進を図ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（傍線部）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

② 当面の措置として、特定疾病を含む 65 歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が、障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。

（回答）

○ 平成 30 年 4 月に施行された改正障害者総合支援法により、65 歳に達する日前5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていた一定の高齢障がい者に対しては、相当する介護保険サービスの利用者負担が、高額障害福祉サービス等給付費の給付により償還されることが制度化されましたが、引き続き、国に対し、対象者の範囲の見直し等、適宜提言を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

③ 介護保険料を大幅に引き下げるとともに住民税非課税世帯の利用料を無償にしてください。「高齢障害者の新たな負担軽減措置」は対象者や対象範囲を限定せず、介護保険を利用するすべての高齢障害者を対象にするよう国に求めてください。

（回答）

○ 介護保険制度においては、所得の少ない方の利用料負担を軽減するために、月々の利用者負担に所得区分に応じた上限が設けられるなどの配慮が講じられているところです。

○ 大阪府においては、低所得の方々が必要なサービスを受けられるよう、保険料及び利用料負担の軽減措置について、国の制度として法令で明確に位置づけるよう、これまでも要望しており、引き続き働きかけてまいります。

○ 平成 30 年 4 月に施行された改正障害者総合支援法により、65 歳に達する日前5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていた一定の高齢障がい者に対しては、相当する介護保険サービスの利用者負担が、高額障害福祉サービス等給付費の給付により償還されることが制度化されましたが、引き続き、国に対し、対象者の範囲の見直し等、適宜提言を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課（傍線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ④ 自治体が介護保険へ強制移行させる一つの要因（国による誘導策）となっている、国庫負担基準額における介護保険対象者への減額規定を無くすように、大阪府として国に強く働き掛けてください。

（回答）

- 国庫負担基準については、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第 95 条に基づく義務的負担とするよう、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ⑤ 介護保険制度は利用者の費用負担やサービスの利便性、個別性等で障害福祉施策（介護給付だけでなく、補装具・日常生活用具も含む）と比べて様々な負担・制約がかかります。こうした負担・制約について、障害者が介護保険に移行しない理由とすることを認めてください。

（回答）

- 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、市町村に助言を行っておりますが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

- 平成 30 年 4 月に施行された改正障害者総合支援法により、65 歳に達する日前5年間にわたり、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所の支給決定を受けていた一定の高齢障がい者に対しては、相当する介護保険サービスの利用者負担が、高額障害福祉サービス等給付費の給付により償還されることが制度化されましたが、引き続き、国に対し、対象者の範囲の見直し等、適宜提言を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

⑥ 介護保険に移行した後でも、介護保険ではなく必要に応じて障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

（回答）

○ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、障害者総合支援法第7条の規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付を受けることができるときはそちらが優先されますが、国通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」を踏まえることとなっております。

○ 国適用関係通知では、市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断するものとされています。

○ 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

⑧ 視覚障害者の場合は、全盲の重度障害者であっても、現行の介護認定基準ではほとんどの者が要支援 1 か 2 と判定されます。大阪府として介護保険制度が改善されるまでの間、単独でサービス上乗せの助成措置を行ってください。また、障害者のQOLを低下させないように市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40 歳以上の特定疾患・65 歳以上の障害者）が、障害者福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

- ⑨ オーダーメイド補装具の支給について、障害福祉制度では可能であることを自治体に徹底するとともに、介護保険が優先されている状況においても「医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給して差し支えない」とするただし書きの範囲を拡大し、障害者の生活実態に見合った支給がされるようにしてください。

（回答）

- 補装具費支給事務取扱指針において、身体等の状況から介護保険法の福祉用具では対応できず、オーダーメイド等での対応が必要と考えられる場合は、更生相談所の判定等に基づいて、障害者総合支援法の補装具費として支給して差し支えないとされていることから、市町村説明会等の機会を通じ、障害者の身体等の状況を踏まえた支給がされるよう周知してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

50. 高齢聴覚障害者とのコミュニケーションスキルを持った介護支援専門員は希少な存在であり、そのため法定研修受講の時間的負担が大きく、必要な支援の提供にも支障をきたしています。国に対して講習内容の改善・効率化等の措置を講じるよう求めるとともに、高齢聴覚障害者に対応できる介護支援専門員を増員できるよう、大阪府として対策を講じてください。

（回答）

- 介護支援専門員の制度については、介護保険法等により、全国一律に資格取得や研修カリキュラム・更新制度が定められており、現在、国が「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」を設けて、研修のあり方等を議論しているところです。
- また、大阪府の介護支援専門員法定研修においては、府独自のカリキュラムとして、障害者総合支援法に関する講義を行っております。

（回答部局室課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）所得保障

54. 近年の物価高騰下における福祉事業所の食事提供に係る自己負担の実態を調査し、利用者に転嫁しないでも従来水準の食事が提供できるように、食事提供に関する報酬を緊急に見直すよう、国に求めてください。また、福祉事業所の物価高騰支援策について、大阪府として検討・実施してください。

（回答）

- 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）について、利用者が自ら負担することとされていますが、低所得者に係る負担を軽減するため、「基準費用額」（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、「所得に応じた負担限度額」を控除した差額を特定障害者特別給付費（いわゆる「補足給付」）として支給することとされています。
- 補足給付に係る基準費用額については、令和 6 年度に 55,500 円に引き上げられましたが、引き続き物価高騰の状況を考慮し、必要に応じて額の改訂を行うよう、今後も引き続き、国へ要望してまいります。
- また、社会福祉施設等における物価高騰の影響については、現在においても継続しているものと認識しています。
- これまで、社会福祉施設等の関係者からの要望を取りまとめ、国に対し要望しているところであり、基本報酬に反映するよう、国に対して働きかけていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

56. 大阪府内市町村における障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化は行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。

（回答）

- 本府においては、令和元年度より府内市町村や近隣自治体と情報交換を行い、カード化の検討を進めてきたところです。
- また、内閣府のデジタル・ガバメント閣僚会議において示された「マイナンバーカードと障がい者手帳の連携」の動きがあり、今後様々なデータとの連携が想定され、障がい者手帳交付データそのものの利活用方法が変わる可能性があることから、府としては令和3年度末に障がい者手帳の単なるプラスチックカード化は行わない方針にしました。
- マイナンバーカードとの一体化につきましては、国による検討作業等について情報収集しながら、より利便性の高い手帳の形態について検証を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）その他福祉制度

58. 障害者優先調達推進法における 2023 年度の大阪府の実績と今年度の計画を示してください。また府内各自治体で、取扱いの差が生じないよう必要な措置を講じてください。

（回答）

○ 令和3年度から令和5年度（2023年度）の調達実績は、以下のとおりです。

年度	件数	発注金額
令和3年度	554件	178,193千円
令和4年度	627件	202,800千円
令和5年度	677件	231,429千円

○ 令和6年度の本府の優先調達の推進を図るための方針については、平均工賃月額の向上をより明確に打ち出すために、「前年度実績を上回ること」に加え、「大阪府の平均工賃月額が低い現状に鑑み、就労継続支援B型事業所への発注額が前年度に比べて増加につながるよう配慮するものとする」と定め、庁内各部局に対して優先調達の推進を促してまいります。

○ また、府内市町村に対しては、国の通知や府の策定した調達方針の情報提供を行うとともに、優先調達を推進するよう働きかけており、令和6年度についても、府内の全ての市町村が優先調達方針を策定する予定となっています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

【まちづくりに関する要求項目】

60. 障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や市町村と連携して進めてください。

（回答）

- 大阪府における歩道のバリアフリー化については、高齢者や障がい者をはじめ、多くの方々が安心して利用できるよう、段差・勾配の改善、歩道の幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを行うこととしており、特に市町村が策定するバリアフリー基本構想において、特定道路や生活関連経路に位置づけられた道路を優先して整備することとしております。
- 引き続き、バリアフリー基本構想に基づき、市町村や大阪府警察等の関係機関と連携し、歩行者等の安全確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

61. 銀行でのATMシステムで暗証番号を押すことができないことや呼び出しボタンが押せないなど、上肢障害者には利用しにくいシステムが多くなっています。当事者の声を聴き、銀行職員やヘルパーがいる場合でも暗唱番号等の個人情報是不知られたくないこともあり、出来るだけ自分で利用できるものとなるよう改善してください。

（回答）

- 本府では、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進めるため、設計者向けの施設整備の指針として、福祉のまちづくり条例ガイドラインを作成・公表しております。
- 条例ガイドラインでは、ATM等の設備への配慮事項として、
 - ・ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。
 - ・ATM に設置するインターホンはモニター付きにするなど、聴覚障がい者も利用できるものとする。
 - ・音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。
 - ・発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。
 等を盛り込み、設計者等に周知を行っております。
- 引き続き、高齢・障がい当事者等のご意見をお聞きしながら、施設のバリアフリー化が進むようガイドラインの周知啓発等に努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）医療

65. 入院時食事療養費は食事治療の一環として無料にしてください。

（回答）

○ 入院時食事療養費については、在宅医療との公平性の観点から医療費助成の対象とはしておりません。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

66. 障害者地域医療ネットワーク事業を充実させてください。同時に、この事業を広く障害者・家族に周知・広報してください。

（回答）

- 「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」は、平成 20 年に障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、脳性麻痺や脊髄損傷の専門的な治療を行うことのできる医療機関のネットワークを構築し、これまでもネットワークのポスター等の作成や地域医療ネットワーク推進事業協力医療機関についての共有情報を更新するなど、ホームページを通じて周知してきたところです。
- また、本事業では、医療機関職員等に対する脊髄損傷者や脳性まひのある方への理解や知識を促進するための研修会等を実施しております。
- 障がいのある方が地域で安心して医療を受けていただけるよう、引き続き、研修等を通じて、医療機関や府民に対して周知・啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】 ）

（要望項目）

＜医療＞

67. 脳性麻痺の二次障害の頸椎症性頸髄症等の手術治療ができる医師や専門医療機関を大阪府内に確保するため、保健福祉室や障害福祉室が連携をして具体的な手立てを講じてください。また、どの医療機関でどういう対応をして、どういう実績があるのかを調査して、当事者や家族、関係者に情報発信をしてください。

（回答）

○ 本府におきましては、医療情報ネットにより診療科別の対応医療機関をご案内しています。

なお、令和6年1月現在、「脳性麻痺二次障害（整形外科的二次障害）」の対応医療機関数は、205医療機関となっています。

○ また、各医療機関の二次障害に関する対応実績について、個々に調査を実施することは困難ですが、障がい児者の医療に関する患者・家族や医療機関からの相談については、府内の各保健所に設置している医療相談窓口において、対応しています。

○ また、大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業のホームページにおいて、脳性麻痺に係る協力医療機関一覧を公表しています。

（回答部局室課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（傍線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

73.障害者雇用率の達成状況をふまえ、今後の障害者雇用についての大阪府の計画を明らかにしてください。

（回答）

- 大阪労働局発表の令和6（2024）年6月1日現在の大阪府内の民間企業（法定雇用率 2.5%）における障がい者の雇用状況については、雇用されている障がい者の数は 62,038.0 人（前年比 6.4%増）、実雇用率は 2.44%（前年比 0.09 ポイント上昇、全国平均 2.41%）となり、雇用者数、実雇用率とも過去最高を更新しました。しかし、法定雇用率達成企業割合は 41.7%（全国平均 46.0%）であり全国と比べると低い状況にあります。
- 大阪府では、障がい者の雇用状況を改善するため、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約や補助金など府と関係のある法定雇用率未達成事業主に対し、法定雇用率の速やかな達成に向けて誘導や支援を行っています。また、法定雇用率未達成の特定中小事業主（府内にのみ事務所・事業所を有する常用労働者 40 人以上 100 人以下の事業主）に対しても、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求めるとともに事業主個々の状況に応じた計画の作成や達成に向けて支援を行っています。
- 具体的な支援としては、障がい特性の理解と雇用を促進するため、企業向けに職業訓練施設等の見学と企業の事例紹介を組み合わせたセミナーや合理的配慮の提供義務に関するセミナー等の開催、職場実習受け入れのコーディネート等を行っています。
- 今後とも、大阪府内の民間企業における法定雇用率達成企業の増加に向けて、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

74.「聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

（回答）

- 聴覚障がい者等に対し、就職前から就職後までの職業生活に関する情報を提供し、企業・職場と聴覚障がい者等とのコミュニケーションを確保するとともに、双方からの相談にきめ細やかな対応を行うなど、「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」の重要性については十分認識しております。引き続き本事業の予算の確保に努めてまいります。
- また、国に対し、聴覚障がい者等ワークライフ支援事業を雇用支援制度のひとつとして創設するよう今後とも引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）労働

75. 大阪府として、重度障害者等就労支援特別事業について「2023 年度以降」の進捗状況を教えてください。また視覚障害者が手続きに不便のないようにしてください。

（回答）

- 大阪府内において、令和5年度は9市町村において事業が実施され、令和6年度は12市町村において実施予定であることを確認しています。
- 今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう、実施主体である市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜労働＞

76. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを「大阪府警生活安全課と連携して」厳正に行ってください。

（回答）

- 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底するとともに、利用される方が安心して施術を受けられるよう、有資格者である事が確認出来る掲示等をお願いしているところです。
- また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行っております。
- なお、平成28年6月29日付けで施術所に関して広告し得る事項（※）が一部改正され、開設届を提出済みである旨が広告可能事項に追加されたことに伴い、府保健所においては、平成29年5月から、施術所開設者からの申請に基づき「開設届出済証」の発行を開始し、大阪市など保健所設置市保健所においても同様に対応しております。また、視覚障がい者の申請については、代行入力を行っております。
- この「開設届出済証」を掲示していただくことにより、法の規定に基づき府に開設届が行われている施術所か否かについて、施術所の利用者ご自身でご確認いただけるようになっております。

○ 施術所及び利用者の双方にとって有益なこの制度について、府ホームページ等により、今後も周知を図ってまいります。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜参政権＞

78. 投票所への移動が困難な視覚障害者に対しては、点字による在宅郵便投票を認めてください。

（回答）

- 公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により投票所への移動が困難な視覚障がい者が在宅郵便投票を行うことは可能であるものの、これを点字によってすることは認められておりません。
- 選挙管理委員会としましては、視覚障がい者の参政権の保障の観点から、郵便等による不在者投票について点字投票ができるよう、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて総務省に対して、今後も引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<参政権>

79. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

- ① 点字や拡大文字および音声による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。

（回答）

- 公職選挙法においては、選挙公報を点字、拡大文字又は音声で発行する旨の規定はありませんが、当委員会としましては、視覚に障がいのある選挙人に対して、候補者等の政見を知る機会を確保することが必要であるとの観点から、これまでも都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し法令改正の要望を行っています。

（回答部局課名）

選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<参政権>

79. 公職選挙法における視覚障害者への配慮を求めます。

- ③ 視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう様式を整備するとともに、視覚障害者が署名の代筆を求めた場合、受任者による代筆も認めるよう、国に要望してください。

（回答）

- 署名簿は、地方自治法施行規則に規定されている様式に基づき、請求代表者が作成することとされています。
- また、署名収集受任者は、本人の意思に基づかない「代筆署名の偽造」が行われることもあると考えられることから、地方自治法第74条第8項の規定に基づき代筆者にはなり得ないとされています。
- こうした法的な課題はありますが、今後、直接請求について請求代表者等から相談があった場合には、視覚障がい者に配慮した署名の収集についてお伝えしてまいります。

（回答部局課名）

選挙管理委員会事務局

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。